

令和 5 年 7 月 24 日

生成 AI の教学面における取り扱いに関する指針（教職員対象）

本学では、生成 AI の利用について、令和 5 年 5 月 11 日に在学生を対象に Web ページ (<https://www.yamanashi-ken.ac.jp/important/202305110955/>) を通じて考え方を示し、また 6 月 28 日には全学の学生・教職員を対象に研修会を開催しました。これらの取り組みを通じて、本学の生成 AI に対する考え方を示してきましたが、改めて教学面における取り扱いに関する指針を以下に示します。

○ 基本的な考え方

AI の技術を否定するのではなく、注意点を守りながら活用することが重要です。そのためには、AI の原理を理解し、その能力や限界を正しく把握する必要があります。また、生成 AI は便利なツールですが、すべての技術にはリスクが伴います。生成 AI の出力をそのまま利用することは、自身の思考を省略し、レポートや論文を作成する行為として意味を成さないものです。自らの学びと成長のためには、独自の思考と創造力が求められます。

○ 剽窃の可能性

生成 AI の出力に著作物の内容が含まれる可能性があるため、生成 AI の出力をそのまま利用してレポートなどを作成する際には、意図せずとも剽窃になる可能性があることに注意する必要があります。

○ 正確性や信頼性

生成 AI は学習した内容に基づいて回答を生成しますが、学習データが正確でない場合には誤った回答を提供する可能性があります。教員としては、生成 AI の出力の正確性や信頼性を確認し、学生にも自己検証の重要性を理解してもらう必要があります。利用する場合には信頼できる文献やサービスを活用して交差検証を行うように指導してください。

○ 機密情報や個人情報の保護

AI への入力には、AI 自体によって活用される可能性があります。教職員としては、学生に対して機密情報や未公開の研究成果など、公開してはならない情報を生成 AI に入力しないように注意を喚起してください。

○ 著作権への配慮

他人の著作物を生成 AI の入力として使用する場合は、原則として著作権者の許諾が必要です。また、生成 AI によって生成された文章などの利用においても、既存の著作物に関する

る権利を侵害しないように十分な注意を払いましょう。授業の範囲内であれば許諾なく著作物を利用することができますが、広く Web ページなどに公開する場合には著作権者の許諾が必要となることに留意してください。

○ 立場の明示

教員としては、生成 AI の活用に関して自身の立場を明確にし、教育目的に即した利用の可否を学生に伝えることが重要です。その際に、一律に可否を判断するのではなく、場面に応じて利用の可否を検討してください。例えば、ブレインストーミング、論点の洗い出し、情報収集、文書校正等の場面では有効な活用が期待できます。

生成 AI の活用を許可する場合、学生がレポートなどで生成 AI を利用した場合には、生成 AI の出力を引用した箇所や生成 AI の種類を明記させるよう指導してください。また、生成 AI に関する課題や問題点（剽窃の可能性、正確性・信頼性、機密情報や個人情報の流出・漏洩の可能性、著作権など）についても学生に十分な説明を行ってください。

○ 評価方法の検討

生成 AI によって容易に回答が得られないような課題を設定することも有効です。例えば、小テストや口述試験など、生成 AI との組み合わせを考慮した評価方法を採用することが考えられます。また、AI が生成した文章を判定するツールを評価に活用する場合でも、その結果を過信せず、独自の判断や評価を加えるよう留意してください。

○ 違反行為に対する対応

著作権の侵害や剽窃などが明らかになった場合、教員としては厳正に対応し、各種提出物の評価において不正行為として扱われることを学生に周知してください。学生便覧に明記されている対応策に従い、厳正な処置を取ることも学生に周知してください。

また、不正行為とみなされるケースが見受けられた場合には、事務局にご相談ください。

以上が本学における生成 AI の教学面に関する指針（教職員対象）です。教職員の皆様には、この指針を遵守し、学生への指導に努めていただきますようお願い申し上げます。

教育改革推進室・副学長
八代一浩